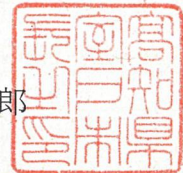


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の予定の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記の内容で随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

令和6年3月28日

室戸市長 植田 壯一郎



記

| | |
|---------------|--|
| 物品又は役務の名称及び数量 | 令和6年度広報むろと折込梱包委託業務 |
| 契約者の選定基準 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであること。 |
| 契約者の決定方法 | 上記の選定業者から提出された見積書に記載された額(消費税抜)が予定価格内であった場合、契約を締結する。 |
| 見積書の提出場所 | 室戸市浮津25番地1 室戸市役所 総務課 |
| 見積書の提出期限 | 令和6年4月5日 午前11時必着 |
| 契約担当部署・所在地 | 室戸市浮津25番地1 室戸市役所 総務課 TEL0887-22-5114 |
| 備考 | 見積書は消費税抜価格を記入すること。 業務概要は別紙仕様書のとおり。詳細・不明な点については総務課に確認すること。 |